



答 申 第 7 5 7 号  
令和元年 8 月 28 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会  
会 長 西 村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項の規定に基づき、令和元年 8 月 28 日付け神企情第 2910 号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

グループウェアシステムにおける個人情報の電子計算機処理について  
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

- 1 グループウェアシステムによりデータベース管理、照会・回答機能、チャット機能等を利用して、個人情報を電子計算機処理することは、事務処理の効率化及び業務の生産性向上に寄与するものであり、公益に資すると認められるので、妥当である。
- 2 この場合、電子化された個人情報について、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、事務に携わる者への研修を十分に行う等、個人情報の維持管理を適切に行わなければならない。
- 3 別紙の類型に該当する事案については、今後、当審議会の意見を求める必要はないものとする。  
なお、運用に当たり、類型に該当するか否かの判断のつきがたい事案や慎重な取扱いを要する事案については、改めて当審議会の意見を求めること。

新たに個人情報を電子計算機処理することについて  
(第11条第1項)

別紙  
答申 757

	類 型	理 由
9	<p>(グループウェアシステムにおける個人情報の電子計算機処理)</p> <p>仮想サーバー上に構築するグループウェアシステムにおいて、データベース管理、照会・回答機能、チャット機能等により、複数の職員が電磁的記録を共有しながら個人情報の電子計算機処理を行う場合</p>	<p>グループウェアシステムは、事務処理用PCからの接続に対して、IDとパスワードによる認証により利用者を特定の上、属性に基づき各機能のアクセス制御を行うことができる。(Windows10においてはPC統合管理システムの認証機能と連携し、シングルサインオンが可能となる。)</p> <p>また、ログ収集機能によりアクセスログや操作ログを管理することができるなど、個人情報保護のための高度な機能を備えており、運用上においても情報化戦略部により適正に管理される。グループウェアシステムを使用する場合に限り、個人情報の電子計算機処理を行う際の手続きを簡素化することで、安全性を確保した上で事務処理の効率化を図ることができる。</p> <p>なお、条例第2条第2号に規定する特定個人情報の取り扱いは、番号法第2条第11項で規定する個人番号関係事務の範囲内に限るものとする。</p> <p>また、条例第11条第2項第2号の規定に該当する場合は、従来どおり個人情報保護審議会に諮問するものとする。</p>



答 申 第 7 5 8 号  
令 和 元 年 8 月 2 8 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会  
会 長 西 村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、令和元年 8 月 26 日  
付け神行総第 1535 号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

グループウェアシステム上での照会業務における個人情報の電子計算機処理について  
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

- 1 グループウェアシステムの活用により、職員の給与や社会保険関連手続きにおける職員及び被扶養者の個人番号調査及び被扶養者の健康保険資格確認、年末調整事務における扶養控除等申告の確認等を行うことは、業務の効率化に寄与するものであり、公益に資すると認められるので、妥当である。
- 2 この場合、電子化された個人情報について、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、事務に携わる者への研修を十分に行う等、個人情報の維持管理を適切に行わなければならない。

グループウェアシステム上での照会業務における  
個人情報の電子計算機処理について  
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

別紙  
答申 758

◎は条例第 11 条第 2 項第 2 号に該当するもの

【個人情報収集項目】

<社会保険関連手続き>

- ・ 職員の個人番号
- ・ 職員が個人番号を提供できない理由 (提供できない場合のみ)
- ・ 職員氏名 (漢字)
- ・ 職員氏名 (カナ)
- ・ 職員の性別
- ・ 職員の生年月日
- ・ 職員の被保険者証の記号・番号
- ・ 職員の扶養人数
- ・ 被扶養者の個人番号
- ・ 被扶養者が個人番号を提供できない理由 (提供できない場合のみ)
- ・ 被扶養者氏名 (漢字)
- ・ 被扶養者氏名 (カナ)
- ・ 被扶養者の性別
- ・ 被扶養者の生年月日
- ・ 被扶養者の被保険者証の記号・番号
- ・ 被扶養者の資格再確認結果 (「変更なし」「海外に在住」「削除となる」)

<神戸市職員及び被扶養者の個人番号収集>

- ・ 個人番号
- ・ 氏名
- ・ 生年月日
- ・ 住所
- ・ 性別
- ・ 有効期限
- ・ 本籍
- ・ 通称
- ・ 筆頭者
- ・ 前住所
- ・ 住定年月日
- ・ 外国人住定年月日
- ・ 続柄
- ・ 国籍、地域
- ・ 住民基本台帳法第 30 条の 45 区分

- ・在留資格
- ・在留期間等
- ・在留カード等の番号
- ・在留期間の満了日

<神戸市職員の通勤手当の実態調査>

福祉乗車証を利用している旨の届出があった場合のみ

◎福祉乗車証の情報

- ・氏名
- ・生年月日
- ・神戸市発行番号
- ・管理番号
- ・有効期限

<神戸市職員の年末調整>

障害者控除に該当する旨の届出があった場合のみ

◎障害者控除に該当する根拠資料

(障害者手帳または障害者控除対象者認定書)

- ・住所 (本人・保護者)
- ・氏名 (本人・保護者)
- ・生年月日 (本人)

◎障害種別

◎等級

◎障害名

- ・交付日
- ・手帳番号
- ・有効期限
- ・保護者との続柄
- ・申請者